

# 山口県報

平成27年  
6月30日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………
- 告示  
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
- 公告  
救急病院の認定(医療政策課)……………
- 公告  
契約の締結(情報企画課)……………
- 二 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………
- 二 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………
- 三 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課)……………
- 四 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………



山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十二号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項及び第二項中「させるとともに、直ちに当該債権者に対して支払通知書を送付しなければならない。ただし、当該債権者の同意を得たときは、支払通知書を送付することを要しない」を「させなければならない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 会計管理者は、前二項の場合において、必要があると認めるときは、当該債権者に対して支払通知書を送付するものとする。

第七十五条第四項中「前三項」を「第一項及び第二項」に改める。

第一百五十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

#### 附則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。



### 山口県告示第二百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
ふなつ眼科		周南市政所三丁目四番五号		平成二六、一、一
医療法人ふなつ歯科		山口市鑄銭司五九五八の三		〃 〃 〃 〃 〃
加藤歯科医院		〃 小郡下郷一―二四の三		平成二二、三、三
近藤歯科医院		周南市橋本町一丁目三五		平成二三、一、一
三好薬局		山口市小郡下郷八四四の四		平成二四、一、一
ヘイワ薬局		防府市天神一丁目一〇番四二号		平成二七、五、〃

指定訪問看護事業者等  
主たる事務所  
訪問看護ステーション等  
所在地  
指定年月日

医療法人清仁会	山口市小郡下郷 七五一の四	小郡訪問看護ス テーション	山口市小郡下郷 一三八一	平成二六、 四、一
---------	------------------	------------------	-----------------	--------------

医療法人社団水  
生会

一般社団法人徳  
山医師会

有限会社どれみ  
らいふサービス

一般社団法人徳  
山医師会

山口県告示第百三十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ  
り、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年六月三十日

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
社会医療法人同仁会周 南記念病院	下松市生野屋南二丁目一〇番一号	平成三〇、八、四



(一九四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年六月三十日

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山口県統合宛名管理システム開発業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続

山口県知事 村岡 嗣 政

一般競争入札  
落札者を決定した日

平成二十七年五月二十一日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

落札金額

五千六百十六万円

入札公告日

平成二十七年四月三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

(一九五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の  
とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年八月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び  
山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人ふるさと下関応援団

代表者の氏名 吉本 知則

主たる事務所の所在地 下関市大和町一丁目四番八号

(一九六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十七年六月三十日から同年十月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十七年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ダイレックス光店  
 所在地 光市大字浅江一三五三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社コウケンプロダ 光市島田二丁目一四番二一號 兼森憲太郎

三 変更に係る事項の概要  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社	大鳥 秀昭	貞方 宏司
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日  
 平成二十七年六月十二日

五 変更年月日  
 平成二十六年六月二十四日

(一九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十七年六月三十日から同年十月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十七年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ダイレックス柳井店  
 所在地 柳井市南町五丁目三番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三號 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ゲオ	遠藤 結蔵	吉川 恭史
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日  
 平成二十七年六月十二日

五 変更年月日  
 平成二十五年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ダイレックス柳井店  
 所在地 柳井市南町五丁目三番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三號 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社	大鳥 秀昭	貞方 宏司
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日  
 平成二十七年六月十二日

五 変更年月日  
 平成二十六年六月二十四日

(一九八) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十七年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三一四〇四〇 一〇〇一六	A B 五九三	その他	平成二五、 一二、一二	宮城県級外	〃	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A I セン ター
三一五三五〇 一〇〇〇一	A B 一一五	〃	平成二六、 八、一五	〃	〃	〃
三一五三五〇 一〇〇〇二	A B 一一六	〃	〃	〃	〃	〃
九一三三九八 九〇七九〇	喜富士	〃	平成二一、 一、一六	山口県	〃	萩市見島 多田一馬
八一三三五 八八七九三	竜吉	〃	平成二〇、 三、五	〃	〃	山根和夫

(一九九) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」といふ。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十七年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を

図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講ずることに、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講ずる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講ずる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十六年及び平成二十七年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区 分	期 間	数 量
まあじ	平成二十六年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン

まいわし	平成二十七年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
まさば及びごまさば	平成二十六年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十六年七月から平成二十七年六月まで	若干
	平成二十七年七月から平成二十八年六月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十六年及び平成二十七年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十六年	平成二十七年
まあじ	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、〇〇〇トン
〃	小型まき網漁業	若干	若干
〃	敷網漁業	若干	若干
〃	すくい網漁業	若干	若干
〃	定置漁業権に基づく定置漁業(以下、「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ  
 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加

(二) まいわし  
 させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば  
 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか  
 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十六年及び平成二十七年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間		量(隻日)
			平成二十六年	平成二十七年	
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十六年六月十六日から同年七月三十一日まで	平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		瀬戸内海	平成二十六年六月十六日から同年七月三十一日まで	平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

い ま こ が れ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	
		平成二十六年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五
い ま こ が れ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	
		平成二十七年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十六年及び平成二十七年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さ わ ら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十六年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
い ま こ が れ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項  
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。